第２４２回宮城県個人情報保護審査会会議録

１　開会

事務局｜ただいまから，第２４２回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の定足数ですが，委員５人中４人が出席しておりますので，半数以上の出席を必要とする，個人情報保護条例第５０条第２項の規定により会議が有効に成立していることを御報告いたします。

なお，本日審議を予定しております甲第４６号事案につきましては，情報公開条例第１９条の規定に基づき，公開での審議となります。

それでは，米谷会長よろしくお願いいたします。

２　議事

（１）前回会議録の確認

米谷会長｜次第に従いまして進めてまいります。前回審査会の会議録の確認です。委員から修正等の連絡はありましたか。

事務局｜ございませんでした。

米谷会長｜分かりました。問題がないようでしたら，これで確定とします。

（２）不服申し立て事案の審議【非公開】

（３）諮問甲第４６号事案（オンライン結合による個人情報の提供の例外）に係る審議

米谷会長｜では，再開いたします。傍聴者がいないということですので，それを前提とした進行をいたします。

諮問甲第４６号事案について，実施機関からの説明を予定しておりますが，その前に事務局から配付資料の説明をお願いします。

事務局｜それでは配付資料等の説明をさせていただきます。

諮問甲第４６号事案と書かれたファイルにつきまして，実施機関からの諮問書一式の写しを綴り込んでございます。それとは別に，「オンライン結合の概要と諮問の必要性について」とホチキス止めをした資料を挟み込んでございます。事案の詳細についてはこの後実施機関から説明がありますが，それに先立ちまして，オンライン結合の概要等について事務局から事前に説明したいと思います。

まず，オンライン結合とはなにか，ということについて御説明申し上げます。オンライン結合とは，「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」により，「相手方が必要に応じていつでも実施機関の保有する個人情報を入手できる状態になっていること」を指します。こちらは条例の第９条で定められております。簡単に申し上げますと，インターネット等のネットワークを介して結ばれたパソコン同士のシステムにアクセスすることで，実施機関以外の者が求めに応じて，自由に実施機関の保有する個人情報を即座に引き出せる状態となっているもののことを指します。例えば，電子メールの送信の際に，個人情報が含まれたファイルを添付して提供する場合などは，相手方が自由に，求めに応じて即座に個人情報を入手できる状態になっていないことから，オンライン結合に該当しません。また，実施機関の内部で完結しているシステムにおいて，個人情報を即座に引き出せる状態としていても，オンライン結合には該当しません。例といたしまして県庁が保有する個人情報を地方機関が参照する場合などは，県の内部で完結しますのでオンライン結合には該当しません。

諮問の必要性についてですが，条例第９条第１項では，「個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあっては，公益上の必要があり，かつ，個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き」，「実施機関以外のものに提供してはならない」と定めております。一方，同条の第２項においてはオンライン結合

によって実施機関以外に提供を開始する場合は「あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない」と規定されており，第１号から第５号までの例外を挙げております。

今回の事案について，システムの詳細等は実施機関から説明がありますけれども，森林クラウドシステムというものを新設いたしまして，市町村が県の保有する個人情報を含んだ森林情報を即座に引き出せるシステムにしたいと計画しているということですので，実施機関である県から実施機関以外となる管内市町村へのオンライン結合による個人情報の提供に該当することになります。詳細は実施機関から説明がありますが，公益上の必要があって，かつ，個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられているものであり，また，条例第９条第２項各号に列挙された例外にも該当しないものでありますので，今回の諮問は適当であると思われます。

なお，現行の森林情報管理システムは，県庁と地方機関間のネットワークで完結しておりますので，オンライン結合には該当しません。市町村へのデータ提供は，年に一度程度，ＣＤ－Ｒで提供しておりますので，こちらもオンライン結合には該当しておりません。

個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項についてですが，平成１７年２月２４日付け個人情報審査会答申甲第１８号において，個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する類型が示されておりまして，この類型をすべて満たす場合は，オンライン結合による個人情報の提供が適当であると答申により認められておりますので，諮問の必要はないわけですが，今回の事案につきましては，この類型の要件をほぼ満たしているところではあるのですが，「全国一律で処理することとされている事務」の１点において該当しませんので，「個別事項」として認められるかどうかの御審議が必要になるところであります。類型と個別事項につきましては本書の４ページ，個人情報保護事務の手引きの３１４ページ以降に記載してございます。

概要については以上になります。

米谷会長　はい，ありがとうございます。では，早速実施機関に入室いただいてください。

【実施機関入室】

米谷会長　ただいま事務局の方から資料について簡単に説明を受けましたので，実施機関の方から御説明をお願いいたします。

実施機関　林業振興課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は課長の私の方から説明をさせていただきます。

お手元に資料をお配りしております。１ページ，様式１から御説明させていただきます。今回の諮問内容は，市町村へのオンライン結合による森林所有者名等の個人情報の提供に関するものでございます。こちらの資料を御説明する前に，森林・林業政策における市町村の役割について，少しだけ触れさせて頂きたいと思います。

市町村は，地域にもっとも密着した行政主体であることから，森林法に基づいて，区域内の民有林を対象として，５年ごと２０年を一期とした市町村森林整備計画を策定しており，一定の役割が求められております。さらに，昨年４月１日からは，新たに森林経営管理法が施行され，森林整備が遅れていて，森林所有者自らが整備を行うことができないような場合などには，市町村が仲介役となって森林を適切に管理するという仕組みが創設され，益々役割が求められております。

県内の民有林，約２９万ヘクタールございますけれども，その森林情報を管理する県といたしましては，こうした森林・林業行政を取り巻く市町村の役割と権限を踏まえて，市町村が森林管理に必要となる情報を正確かつリアルタイムに共有・活用できるシステムの構築を目指して，現在森林情報のクラウド化に向けた作業を進めているところで

す。

１ページの説明に入らせていただきます。「１　システムの名称」ですが，「宮城県森林クラウドシステム」となります。「２　オンライン結合による個人情報の提供先」は県内の各市町村となります。「３　提供する個人情報の内容」は，後ほど５ページの別紙３で御説明いたします。

「４　システム構築の概要」ですが，県が管理している現行の「森林情報管理システム」をクラウド化すること，いわゆるリプレースすることで，その情報をオンライン結合により市町村などと共有してまいります。なお，市町村とは行政専用回線，いわゆるＬＧＷＡＮ回線を介するため，高いセキュリティは確保されていると考えております。また，森林組合など林業事業体とは，あらかじめ個人情報を除いた情報をインターネット版で提供し，個人情報の共有は行わないこととしております。システムの概要につきましては３ページ，別紙１に概要をまとめております。

「４　システム構築の概要」の３段落目ですが，今回構築するシステムの仕様は，国の林野庁により示された標準仕様により，作成するものでございます。現在国におきましては，自治体クラウドを推進しておりまして，林野庁においても都道府県が保有する森林情報のクラウド化に向けて予算を拡充してきております。本県のシステム整備に当たりましても，この林野庁補助を活用しているところです。現在，森林クラウド化は全国１４都道県で導入・運用が進み，導入した全ての都道県でオンライン結合により市町村と個人情報が共有されている状況でございます。ちなみに，今年度中には本県を含む５県での導入が計画されており，計１９都道県となるところであります。

次に「５　オンライン結合の必要性」について御説明いたします。森林経営管理法の施行により，市町村の責務として区域内の森林管理を適切に行うよう法律で明記されました。このため市町村は，自らが保有する地番図などの情報と，都道府県が保有する森林簿や森林計画図等の情報を総合して森林管理を行う必要があり，また林野庁の運用手引きにおいても，都道府県から提供されたこれら森林簿などの情報を基に，市町村が，森林所有者の氏名や住所，森林施業の実施履歴，森林整備の今後の予定などを確認することを求めております。

一方，都道府県は市町村に対して，森林経営管理に必要な情報提供などに努めることと法律に明記されておりまして，６ページ，別紙４には，森林経営管理法における市町村の役割を，９ページ，別紙６には，県が市町村に対して個人情報の提供が必要となる法令根拠を掲載しております。

１ページにお戻り願います。下から４行目ですが，現在，県では保有する森林資源情報について，毎年の森林調査結果等を反映して，年１万５千件に上る修正作業を随時行っております。このデータを年に１度，市町村に対して，ＣＤ－Ｒ等の記録媒体で個人情報を含んだ形で森林簿を提供しております。しかしながら，市町村に提供した情報は，年１度でございますので，次の提供までに修正されている場合がありまして，森林施業の重複や森林所有者の錯誤などがますます懸念されるところです。

２ページをお開き願います。今後，森林経営管理法に基づく運用が市町村で本格化いたしますと，市町村による森林資源情報の正確な把握が進んでまいりますので，県が行う森林資源情報の修正件数は確実に増加してまいります。このため，現行の年１度の提供では，市町村との情報乖離が一層拡大してしまうことから，法律の趣旨を踏まえた適切な事務の遂行に向けまして，県と市町村双方の情報をリアルタイムで整合させるシステムの構築が，国として求めるように県としても欠かせないものと考えております。

次に１０ページを御覧ください。ここで今回のオンライン結合基準の適合性について

御説明いたします。まず「（１）必要性に関する基準」ですが，県民サービスの向上などの公益性の必要性について御説明いたします。箱で囲みました１段落目から３段落目までに記載している，森林経営管理法による情報共有の必要性や，情報の乖離を防ぐために県と市町村双方の情報のオンライン結合の必要性は，先ほど御説明しましたとおりでございます。これらに加えて，４段落目，「また～」の部分から記載しているとおり，現行の紙媒体やＣＤ－Ｒ等を用いた方法では，物理的な情報流出のリスクがあるだけでなく，県・市町村双方に多大な事務負担が生じていることも事実でございます。一方，ＬＧＷＡＮ回線を用いたオンライン結合が行われることで，情報の閲覧のみであればシステムからの外部出力の必要はなく，情報流出のリスクや事務負担を大幅に軽減することができるものと考えております。このほかにも，クラウド化によりまして，①から③に記載したような直接的な効果のほか，④・⑤のように森林整備が具体的に進んでいくものと考えております。

次に「（２）提供先に関する基準」ですが，次の１１ページを御覧ください。上段に記載したとおり，提供先は県内各市町村とし，提供範囲は提供先市町村の区域内の森林に限ることといたします。提供内容については，「（３）提供目的に関する基準」として，５ページ，別紙３に記載しておりますので，そちらを御覧願います。左の欄，個人情報の類型に記載した内容は，市町村が適切な森林管理を進める上で，いずれも必要不可欠な情報で，県からの提供が必要な情報でございまして，現在のオフライン形式から，今後オンライン形式へと変更したいと考えております。

１１ページに戻りまして，「（４）個人情報の安全管理に関する基準」について，御説明いたします。はじめに，実施機関で講じる措置の今回構築するシステムのセキュリティ仕様について，内容の欄，システムのセキュリティに対する技術的措置として，１に記載したとおり，ＬＧＷＡＮ回線を用いていることや，サーバへはファイアーウォールを経由しなければ到達できないシステムとしております。２アクセス権限の管理については，権限を持つ職員がしっかりと各ユーザーを管理するほか，３システム監視では，サービス提供事業者がシステムを常時監視し，状況を報告させること，４ウイルス対策では，最新のウイルスソフトによって，最低１日１回ウイルスチェックを行い，セキュリティ対策を確保することとしております。

次に，障害時に対する技術的な措置として，次の１２ページの一番上に記載しているとおり，２４時間３６５日の稼働監視により，万が一異常等が発生すれば休日・深夜を問わず即対応する体制を確保することとしております。次の実施機関で講じる措置の運用上の措置としては，システムの管理責任者と運用責任者を配置し，適切にＩＤ及びパスワードを管理いたします。端末機の管理につきましては，システム障害の発生時には万全を期すとともに，利用端末の取扱やシステム利用者のＩＤ・パスワードの適切な管理を徹底してまいります。さらに，情報提供先である市町村に対しては，１３ページから１４ページに記載しているとおり，実施機関で講じる措置と同様，適切な利用を厳守させることといたします。

市町村へのオンライン結合による個人情報の提供についての説明は以上となります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

米谷会長　はい。ありがとうございました。

それでは委員の方から質問がございましたらお願いいたします。

野呂委員　市町村との間では，なにかこの森林クラウドシステムによるオンライン結合について，協定書のようなものは締結するのでしょうか。

実施機関　現在システムの委託の契約候補者との間で調整しておりますが，その市町村におきま

	しても同じシステムの導入をしていただくことになります。その上で，システムの契約書を締結してもらうこととなりますので，その契約書の中で，適切な情報の担保等は行ってもらうこととなります。
野呂委員	今のお話だと，契約の中にシステムの業者も入るのですか。
実施機関	それは，事業者と市町村との契約になります。
野呂委員	事業者というのはどういうところが想定されるのですか。
実施機関	システムの開発を担う，委託候補者として考えているところになります。
野呂委員	委託候補者の企業と，県も契約するのですか。
実施機関	契約します。
野呂委員	では，市町村は県と企業との契約とは別に，企業と契約するということですか。
実施機関	関係性とすれば，大きな「クラウドシステム」があり，まずクラウドシステムの開発を県と業者の間で契約します。さらにそれを使うために，県内の市町村と企業が契約して，ＬＧＷＡＮ回線の中で共有するという仕組みになります。
野呂委員	そうすると直接県と市町村が契約することではないということですね。
実施機関	システムの導入については，確かに事業者の方と市町村の方で直接契約を結びますけれども，その際にデータの使用等々については，これから市町村への説明などをしっかりやっていきますけれども，その中でデータの厳格な管理についてしっかりお願いするとともに，その延長上で何らかの取り決めもしていきたいと考えております。
野呂委員	県が市町村に対して，この森林クラウドに関する個人情報の取扱いについての監督をするということは想定されているのですか。
実施機関	現在も記憶媒体を用いて市町村には森林簿を提供させていただいております。それはあくまで個人情報保護条例に基づいた提供になりますので，今回オンライン結合という形にはなりますけれども，条例そのものはこれまでどおり徹底をいたしますので，市町村には同様の対応をお願いしていきます。
米谷会長	よろしいですか。他に御質問があれば。
杉浦委員	１４の都道県が共有しているということでしたが。
実施機関	１４の都道県におきまして，森林クラウドの導入と運用がすでに行われているということになります。
杉浦委員	そこでなにか，問題が起きているかなどは調べてありますか。
実施機関	個人情報の関係でいいますと，１４の都道県すべてでオンライン結合によって市町村に情報を提供しておりまして，聴き取りをしたところ，問題は生じておりません。今回我々が考えているシステムにつきましても，６県で運用されているものでございまして，運用実績があるシステムでございますので，これまでの運用実績の中でも，市町村からの情報流出などは伺っておりません。
杉浦委員	ありがとうございます。そのへんが気になったものですから。
桑村委員	先ほどお話しにありました，システム開発を担う事業者ですけれども，そちらも個人情報に触れるのでしょうか。
実施機関	データそのものはその運用会社が運営するデータセンターに保管されますので，そのデータセンターでの保管管理を厳重にしていただくということになります。
桑村委員	ということは，システム開発の事業者が個人情報を扱うわけではないと。
実施機関	開発だけではなく保守点検も行っていただきますので，その中では閲覧するということなどもあり，閲覧できる環境にはありますけれども，データセンターから個人情報が流出するということはまず想定しておりません。
桑村委員	個人情報が見られる状態にあるということは，個人情報保護条例上では問題ないので

すか。

実施機関　システム開発事業者の選定の際には，個人情報の取扱いに関しての資格などを十分に審査して，外部に漏れることなどがないことを確認した上で選定しております。法令を遵守するということを前提として，今回事業者を選定しております。

桑村委員　その事業者名は公表されるのですか。

実施機関　はい，今後契約をすることによりまして，公表することになります。

桑村委員　個人情報が見られる状態にあることについて，当該事業者との関係で条例上問題がないかを確認したいと思います。

実施機関　個人情報保護条例の第８条の解釈及び運用基準の中で，業務に委託する場合の解釈が書かれておりまして…

事務局　個人情報保護事務の手引きの２７３ページに，個人情報取扱事務の委託基準というものを作っておりまして，その中でいろいろ契約するに当たって県が委託先に対して個人情報の特記事項を設けたりすることで適切に管理するようにしていることにはなっております。情報システム関係ですと，情報システムの特記事項もあります。

実施機関　情報システムの方でも定められている，個人情報の取扱いの特記事項だったりセキュリティの特記事項というものもございまして，契約の際には必ず遵守するようにということで契約を結びます。

桑村委員　わかりました。それでは，かつ，事業者名も公表されて，規定の遵守についても監督されるということですね。でしたら結構だと思います。

米谷会長　私の方から。４ページにありますが，現行システムでは森林組合へのＣＤ－Ｒでの情報提供となっておりますが，新システムになるとこの林業事業体・森林組合へＣＤ－Ｒの提供もやめるということになるのでしょうか。

実施機関　今回は市町村とはオンライン化いたしますが，森林組合を含む林業事業体は，資料の３ページを御覧いただければと思いますけれども，個人情報を除く形でのインターネット版による情報提供という形になります。

米谷会長　インターネット版は，特に森林組合に限らず，インターネットに接続できれば誰でも見られるものなのでしょうか。

実施機関　オープンなシステムではなく，あくまでもそれなりの機能を有するシステムを導入いただいて，いわば市町村が扱うシステムの簡易版とでもいうような，個人情報等を閲覧できないバージョンを導入いただくという形で，事業体には個人情報抜きの森林情報を活用できるようになるということになります。

米谷会長　個人情報を除くデータのみを提供するということになるので，今回の諮問の対象外になるわけですね。

実施機関　はい。法律の趣旨，目的の達成のために必要なところ以外は提供しないということになります。

米谷会長　県が今後，このネットワークを契約される事業者は，他の１４都道県でもそれぞれバラバラのところに委託しているのでしょうか。

実施機関　そうなります。

米谷会長　データの仕様とかが違うので，それぞれ違うデータベースになるということですね。

実施機関　はい。ただし林野庁の方では，クラウドシステムの導入に向けまして，標準仕様を作っており，他の都道県もその標準仕様に基づいて，事業者は異なりますけれども，仕様は基本的にはその林野庁の標準仕様に基づいて作成しているものになります。

米谷会長　わかりました。

もう一点だけ。１１ページ，提供先のところで，県内市町村，提供範囲としては提供

先市町村の区域内の森林，とありますが，これはAに提供するものはAの市町村内のものだけで，AにBの市町村のものは提供しないということでよろしいですか。

実施機関　はい。

米谷会長　あと他に，委員の方から質問等がもしあれば。

（質問等なし）

米谷会長　では，御質問は了解しましたので，あとはこちらの方で議論したいと思います。ありがとうございました。

（実施機関退室）

米谷会長　では質問内容に関して議論したいと思いますが，いかがでしょうか。妥当，不適当，結論部分，その他含めて御意見等ありましたら。

野呂委員　妥当であると思います。

桑村委員　同じく，妥当であると思います。

杉浦委員　同じく，妥当だと思います。

米谷会長　私も妥当であると思います。

では答申案に関して，事務局案があればお願いできますでしょうか。

（答申案配布）

事務局　答申案についてですが，今御審議いただいたところですけれども，妥当であるとの結論をいただきましたので，今回お配りいたしました案について御説明申し上げます。

結論といたしましては，「次の表に示したシステムにおけるオンライン結合による個人情報の提供については，公益上の必要性があり，かつ，個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられていることから，適当なものと認めます。」と記載しております。システムの名称と事務担当課は「宮城県森林クラウドシステム（林業振興課）」，提供する個人情報の類型としましては，先ほどの諮問書別紙５から抜粋しております。提供先は県内市町村，システムの概要及びオンライン結合の必要性並びに提供先の個人情報保護措置の有無・内容につきましては，「森林経営管理法によって森林の経営管理が責務と定められた市町村に対し，ＬＧＷＡＮ回線を通じて県の保有する森林情報を提供し，適切な森林管理が行われることを目的とする。管理責任者の配置や物理的・技術的セキュリティ対策が図られている。」と記載させていただいており，必要性や個人情報保護措置の有無についても述べております。こちらの各項目につきましては，手引き３１４ページ以降の，提供の制限の例外の個別事項の各項目と合わせた形で作成をしておりますので，最終的には手引きの３１７ページの最後に今回のシステムが追加掲載できるような体裁としております。説明は以上となります。

米谷会長　はい。いかがでしょうか。質問や御意見がありましたら，お願いいたします。

（異論等なし）

米谷会長　よろしいでしょうか。異論がないということですので，この案で答申いたします。よろしくお願いいたします。

（４）不服申し立て事案の審議【非公開】

３　事務連絡

事務局　では，次回以降の日程確認になります。

・日程確認　９月２４日（木）午前９時３０分から午前１１時３０分まで

事務局　以上をもちまして，本日の個人情報保護審査会を終了させていただきます。ありがとうございました。